

議案第 72 号

三朝町基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年9月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成 21 年三朝町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 三朝町 財政調整 積立基金	年度間における財源の調整を図り、もって町財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。 (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。 (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。 (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。 (5) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。
2 三朝町 減債基金	町債の償還及び町債の適正な管理に必要な財源を確保し、町財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足する場合において、町債の償還の財源に充てるとき。 (2) 町債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度において、町債の償還の財源に充てるとき。 (3) 償還期限を繰り上げて行う町債の償還の財源に充てるとき。 (4) 地方税の減収補てんのため特別に発行を許可された町債又は財源対策のため発行を許可された町債の償還の財源に充てるとき。

3 三朝町 公共施設 営繕基金	庁舎その他町の 公共用施設の計画 的かつ安定的な整 備及び営繕に資す ること。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳入歳 出予算に計上し て当該基金に積 立て	当該基金の設置目的を達成す るために必要な経費の財源に充 てるとき。
4 三朝町 社会福祉 基金	町民の福祉を増 進し、すべての町 民が健康で文化的 な生活を営むこと に資すること。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳入歳 出予算に計上し て当該基金に積 立て	町民の福祉を増進するための 事業の財源に充てるとき。
5 三朝町 情報通信 設備管理 基金	情報通信設備の 整備及び維持管理 に必要な財源を確 保し、町民の安定 した情報通信環境 の構築に資するこ と。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳入歳 出予算に計上し て当該基金に積 立て	情報通信設備の整備及び維持 管理の財源に充てるとき。
6 電源立 地地域対 策交付金 基金	三朝町における 次に掲げる措置又 は事業の推進に資 すること。 (1) 地域振興計 画作成等措置 (2) 公共用施設 の整備維持補修 及び維持運営等 事業 (3) 次に掲げる 地域活性化事業 ア 地場産業振 興支援事業 イ 地域資源利 用魅力向上事 業 ウ 福祉サービ ス提供事業 エ 環境維持・ 保全・向上事 業 オ 生活利便性 向上事業 カ 人材育成事	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳入歳 出予算に計上し て当該基金に積 立て	第2欄に掲げる措置又は事業 の財源に充てるとき。

	業 (4) 企業導入、 産業活性化措置 (5) 福祉対策措 置 (6) 企業立地資 金貸付事業 (7) 給付金加算 等措置			
7 三朝町 営墓地運 営基金	三朝町営墓地を 円滑かつ効率的に 運営すること。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳入歳 出予算に計上し て当該基金に積 立て	三朝町営山田墓地の運営事業 の財源に充てるとき。
8 三朝町 農山村ふ るさと基 金	三朝町における 農山村地域の活性 化のための事業の 安定的な推進に資 すること。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳入歳 出予算に計上し て当該基金に積 立て	当該基金の設置目的を達成す るために必要な経費の財源に充 てるとき。
9 三朝町 中山間ふ るさと農 村活性化 基金	地域住民が共同 して行う農業用用 排水施設等の多様 な機能の維持及び 強化に係る活動等 を推進し、もって 農村の活性化を図 ること。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	(1) 一般会計歳 入歳出予算に計 上して、当該基 金の設置目的を 達成するために 必要な経費の財 源に充当 (2) (1)のほ か、一般会計歳 入歳出予算に計 上して当該基金 に積立て	当該基金の設置目的を達成す るために必要な経費の財源に充 てるとき。
10 三朝町 財産区財 政調整基 金	各財産区の年度 間における財源の 調整を図り、もっ て三朝町財産区財 政の健全な運営に 資すること。	三朝町財産 区特別会計 の各財産区 勘定歳入歳 出予算に定 める額	三朝町財産区特 別会計歳入歳出 予算に計上して 当該基金に積立 て	各財産区勘定の運営上必要が あると認めるとき。
11 三朝町 国民健康 保険財政 調整基金	年度間における 財源の調整を図 り、もって三朝町 国民健康保険財政 の健全な運営に資 すること。	三朝町国民 健康保険事 業特別会計 歳入歳出予 算に定める 額	三朝町国民健康 保険事業特別会 計歳入歳出予算 に計上して当該 基金に積立て	国民健康保険事業の運営上必 要があると認めるとき。

12 三朝町 介護保険 財政調整 基金	年度間における 財源の調整を図 り、もって三朝町 介護保険財政の健 全な運営に資する こと。	三朝町介護 保険事業特 別会計歳入 歳出予算に 定める額	三朝町介護保 険事業特別 会計歳入歳 出予算に計 上して当該基 金に積立て	介護保険事業の運営上必要が あると認めるとき。
13 三朝町 簡易水道 施設等改 修基金	簡易水道施設等 の維持管理を円滑 に行うこと。	簡易水道事 業特別会計 歳入歳出予 算に定める 額	簡易水道事業 特別会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	簡易水道施設等の改修事業に 要する経費の財源に充てるとき。
14 三朝町 温泉配湯 事業財政 調整基金	三朝町温泉配湯 事業の安定的経営 に資すること。	三朝町温泉 配湯事業特 別会計歳入 歳出予算に 定める額	三朝町温泉配 湯事業特別 会計歳入歳 出予算に計 上して当該基 金に積立て	(1) 温泉配湯施設の新設、増設 又は改良に要する財源に充て るとき。 (2) 町債の繰上償還に要する 財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により 財源が著しく不足する場合に おいて、当該不足額を埋めるた めの財源に充てるとき。
15 三朝町 集落排水 処理事業 推進基金	三朝町における 集落排水処理事業 の円滑な運営と安 定的経営に資する こと。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳入 歳出予算に 計上して当 該基金に積 立て	(1) 集落排水処理事業の安定的 経営を図るため、借入金の償 還財源に充てるとき。 (2) 償還期限を繰上げて行う 借入金の償還財源に充てると き。 (3) 集落排水処理事業の推進 を図るために必要な経費に充 てるとき。
16 三朝町 地域活力 創出推進 基金	三朝町の生まれ た資源を生かし て、地域の活性化、 人材育成、産業創 出等を推進し、も って雇用創出を図 ること。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳入 歳出予算に 計上して当 該基金に積 立て	当該基金の設置目的を達成す るために必要な経費の財源に 充てるとき。

(備考)

- (1) 6の第4欄に定める積立ては、6の第2欄に定める措置又は事業ごとに区分して整理するものとする。
- (2) 6の第5欄に定める処分は、(1)に規定する区分に従って、その一部又は全部を処分することができる。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。この場合において、基金の一部又は全部を処分した場合は、期間及び方法を定めて確実に本来の区分に従って積み戻さなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。